

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会

令和7年度事業計画

1 推進協議会の運営

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の運営を通じて、県内の社会福祉法人による地域公益活動の推進を図る。

(1) 運営委員会の開催（3回程度）

事業計画・予算、事業報告・決算、その他重要事項を審議し決定する。

(2) 幹事会の開催（4回程度）

運営委員会での協議事項のうち、さらに検討が必要な事項、その他各事業の推進にあたり必要な事項を協議する。

(3) 社会貢献活動推進連絡会議（2回）

運営委員会委員や社会貢献支援員、会員施設等を対象に、事業推進に関する情報交換や連絡調整を行う。

(4) セブン・イレブン商品寄贈SAITAMAプロジェクトへの協力

セブン・イレブン・ジャパンから寄付いただいた物品を生活に困窮している世帯へ提供し、支援の強化を図る。

2 生計困難者に対する相談支援事業（彩の国あんしんセーフティネット事業）の実施

県内社会福祉法人が運営する施設・社協と協働し、生活困窮者に対し、現物給付を含む相談支援事業を実施する。

(1) 相談支援の実施（通年）

(2) 会議・研修

①社会貢献支援員連絡会議（12回）

拠点施設に配置されている社会貢献支援員間の情報共有等を図る。

②担当相談員向け研修・会議

ア 担当相談員養成研修（3日×1回）

3日間の研修を行い、担当相談員に必要な知識や技術を身につける。

イ ブロック会議（4カ所×1回）

より円滑に事業を実施するため、ブロック内の会員施設、市町村社協等が情報交換や連絡調整を行う。

ウ 担当相談員フォローアップ研修（1日×1回）

未経験、または経験の少ない相談員を主な対象として、相談支援の手順や対応について再確認し、理解を深める。

エ 担当相談員専門研修（1日×1回）

日々の相談業務における課題をテーマとして取り上げ学ぶことで、担当相談員としてのスキルアップを図る。

(3) 食料支援の実施（3回程度）

会員施設・社協に対し、食料支援を行う。

3 社会福祉法人による就労支援の実施

就労や社会参加に支援が必要な方に対して、社会福祉法人が訓練・就労の場を提供する。

(1) 訓練・就労の受入調整と各施設による受入（通年）

(2) 会議・研修

ア 就労支援担当者研修（1日×1回）

就労支援担当者に必要な基本的な知識を習得する。

イ 事業所連絡会の開催（1回）

施設間の情報共有を図り、訓練・就労を効果的に推進する。

4 衣類バンク事業の実施

こどもの衣類を必要とする世帯に対し、保育施設等が収集した衣類等を当該世帯に提供する。また、衣類等を収集する過程で、支援が必要と思われる世帯を発見した場合、相談機関につなげていく。

(1) 衣類等の収集、分別、提供（通年）

収集した衣類を性別やサイズ別に分別し、衣類を必要とする世帯へ提供する。

(2) 会議・研修

ア 衣類バンク事業連絡会議（1回）

事業の推進を目的に、衣類バンク事業実施施設間での情報共有を行う。

イ 事業説明会の実施（適宜）

参画施設拡大を図るため、説明の機会をつくる。

5 市町村域における公益的な取組の支援

個別支援や助成、情報交換会の開催等を通じ、市町村域における複数法人による公益的な取組の検討や実施・拡充を支援し、公益的な取組の推進や生活困窮者への支援の拡充を図る。

6 学習支援等を利用するこども（世帯）への支援（文房具支援）

学習支援やフードパントリー等を利用するこども（世帯）に対し、学習に必要な文房具等を配布し、学びを応援する。併せて、各事業及び社会福祉法人の周知を図る。

新規

7 「こどもの居場所づくり」への支援（冷凍庫寄贈）

こども食堂やフードパントリーなどの団体へ冷凍庫を寄贈し、取組を支援するとともに、本協議会の周知を図る。

8 組織強化・広報活動

(1) 組織強化

未加入施設への加入促進を図り、毎年度5施設加入を目指し、会員拡大を行う。

推進協議会の事業に関わる職員のスキルアップを図り、支援の質の向上や事業の活性化を目的に、外部研修の助成を行う。

(2) 広報活動・情報発信

行政・自立相談支援機関等の関係機関に対する事業周知及び関係構築を強化する。

また、「ツナグ通信（会員向けニュースレター）」の発行により会員への情報提供を行う。

新規

(3) 広報動画作成

推進協議会の広報動画を作成し、本会ホームページや YouTube に掲載することで、本協議会の周知を図る。